

佐世保市関係人口創出企業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐世保市内企業等が副業人材の活用を通じて、将来の移住に繋がる可能性を有する関係人口の創出を促進させることを目的として、佐世保市関係人口創出企業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 副業人材 県外に居住し、他社に所属（士業を除く個人事業主、フリーランスを含む。）して本業を持ちながら、職務や期間を限定して、佐世保市内に本店等を有する企業から新たな商品開発・サービス開発、その他販路の開拓や個々の製品・サービスの生産性向上等、企業の成長に必要な業務を請け負う者（個人に限る）で、かつ関係人口として位置づけられる者をいう。
- (2) 関係人口 西九州させば広域都市圏を将来の移住先のひとつに検討しており、継続して広域圏に来訪している者又は今後において来訪の意思がある者で広域圏サポーターに登録している者をいう。
- (3) 受入企業 佐世保市内に本店、支店等（以下「事業所等」という。）を有する企業で、市内の事業所等において副業人材を活用した企業等をいう。
ただし、受入企業の業務委託契約者が、市外の事業所等の場合は対象外とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第3号に規定する受入企業であること。
- (2) 以下の全てを満たすものであること。
 - ア 雇用保険適用事業所の事業所であること。
 - イ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本補助金の交付申請を行う日の前日まで5年を経過していない事業者でないこと。

また、補助金の交付申請を行った日から補助金の交付までの間、雇用関係助成金の不正受給をした事業者でないこと。

ウ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。

エ 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。

オ 国、県、市の法人税等の滞納がない事業者であること。

カ 破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申し立てがなされていない事業者であること。

キ 本補助金と趣旨を同じくする他の公的な補助金等を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。

ク 公共的機関でないこと。

ケ 暴力団員が役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。)となっている事業者又は暴力団員により実質的にその運営を支配されている企業ではないこと。

コ 企業内に、佐世保市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、受入企業と委託契約等を締結した副業人材が、佐世保市内の受入企業等を実際に訪れて業務に従事する場合に、受入企業が負担する交通費(実費)に対して補助する事業で、副業人材が次のいずれにも該当するものとする。(委託料等に交通費が含まれていた場合も対象とする。)

(1) 県外に居住していること。

(2) 県内で雇用されている者、若しくは県内で起業している者でないこと。

2 補助金は、年1回交付するものとする。

(補助対象経費等)

第5条 前条の事業における補助対象経費及び補助率、限度額は以下のとおりとする。

補助対象経費	<p>4月1日から翌年2月末日までの期間に支払った、県外居住地から受入企業までの往復の交通費実費（宿泊費含まず）</p> <p>ただし1回の往復交通費実費が1万円未満の場合は補助対象外とする。</p> <p>なお交通費は、原則、公共交通機関利用とし、合理的かつ経済的な経路であることとする。</p> <p>レンタカー及び自家用車の燃料代、高速料金等は対象外とする。（ただし、九州圏内の場合を除く）</p>
補助率	補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）
補助限度額	20万円
補助対象人数	1事業につき2名まで
補助対象回数	1副業人材につき往復交通費3回まで

（事前申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、事業開始前に、佐世保市関係人口創出企業支援補助金事前申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 副業人材活用に係る実施計画書等関係書類
- (2) 会社概要
- (3) その他市長が必要と認める書類

（内定）

第7条 市長は、前条の事前申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、補助金の交付の可否について内定し、佐世保市関係人口創出企業支援補助金交付（不交付）内定通知書（様式第2号）により、申請企業に通知するものとする。

（交付申請）

第8条 前条の規定による交付内定通知を受けた企業（以下「内定企業」という。）は、事業完了後、補助金の交付を申請することができる。

- 2 前項の申請は、事業完了日から30日以内、若しくは3月10日のいずれか早い日までに、佐世保市関係人口創出企業支援補助金交付申請書（様式第3号及び第3号別紙）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

らない。

- (1) 副業人材活用に伴う実績関係資料（業務内容が分かる資料等）
 - (2) 副業人材が、西九州させぼ広域都市圏における関係人口として位置づけられることを証明する書類
 - (3) 国、県、市税等の滞納がない証明書等
 - (3) 副業人材業務委託に係る契約書等の写し
 - (4) 副業人材招請に係る交通費領収書等の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 内定企業が前項に規定する期間に申請書を提出しないときは、当該内定は効力を失うものとする。

（交付決定）

第9条 市長は、前条第2項の申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、補助金の交付の可否について決定し、佐世保市関係人口創出企業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請企業に通知するものとする。

（変更承認申請）

第10条 内定者又は前条の規定による交付決定を受けた企業は、申し込み、又は申請した内容に変更があるとき又はこれを取り下げようとするときは、あらかじめ佐世保市関係人口創出企業支援補助金変更（取下）申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、変更の可否又は取消しについて決定し、佐世保市関係人口創出企業支援補助金変更交付（変更不承認・交付決定取消）決定通知書（様式第6号）により、申請企業に通知するものとする。

（請求）

第11条 補助金の交付決定を受けた企業は、佐世保市関係人口創出企業支援補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定等の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付の内定又は決定を受けた企業が、補助金の申請に関し偽りその他不正な行為があったときは、交付の内定又は決定の全部又は一部を取消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。